

## 職員の懲戒処分について

### 1 被処分者

所属	職名	氏名	年齢
市民部市民協働課清里市民サービスセンター	主任	大澤 暁（おおさわ さとし）	54歳

### 2 事案の概要

被処分者は、7月28日（金）勤務終了後、コンビニエンスストアに立ち寄り、その駐車場でアルコール度数7パーセントの缶酎ハイ 350ml を3本半飲酒し、その後30分間程度、車内で仮眠を取った後、高崎市の実家方面に普通自動車を運転したことにより7月29日（土）に逮捕された。なお、本事案は途中立ち寄った高崎市内のスーパーマーケット駐車場で起こした物損事故に絡んで、通報を受け駆け付けた警察の捜査により酒気帯び運転が発覚したものである。

本日、地方公務員法の定めにより懲戒処分及び退職手当は支給しないこととする処分を行ったもの。

### 3 処分内容

- 免職
- 退職手当は支給しない

### 4 処分理由

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。

（参考：地方公務員法第29条）

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

### 5 処分年月日

令和5年8月4日

### 6 管理監督責任

市民部長、市民部参事兼市民協働課長

上記2名の管理監督者については、訓告処分として、嚴重文書注意とする（同日付）。

### 7 再発防止策

全職員向けに、飲酒運転の根絶をはじめとした法令遵守及び服務規律の確保について通知するとともに、改めてコンプライアンス行動指針の再確認を行う。